

支援金詳細

鴻巣市空き店舗対策事業費補助金

事業者が市内の空き店舗を活用し出店する際に改修工事を行うことや、空き店舗の所有者が自身の空き店舗を貸し出し可能にするために改修工事をするに対して、費用の一部を補助します。

地域	埼玉県鴻巣市
支援の種類	助成型（ 2）
利用目的	設備投資
対象	【新規出店事業】鴻巣市商工会会員または補助事業完了までに加入する意思があること 【店舗併用住宅等改修事業】新規出店者と同一人、配偶者または2親等以内の血族もしくは姻族でないこと（法人も同様）
公募期間	～
上限金額・助成金	【新規出店事業】店舗賃借料：5万円、補助率1/2。店舗改修等経費：50万円。広告宣伝費：30万円。 【店舗併用住宅等改修事業】店舗改修等経費：25万円、補助率1/2。
給付要件	【新規出店事業】空き店舗において事業を開始する小売業、一般飲食業、その他サービス業等であること。または空き店舗をコミュニティ施設、福祉関連施設、環境保全施設、商店街運営改善施設、新規開業者のためのチャレンジショップのいずれかとして活用する事業であること。 【店舗併用住宅等改修事業】店舗併用住宅の所有者が新規出店事業に必要な生活空間と事業空間の分離を行うための改修事業
その他	
問合せ先	環境経済部 商工観光課 商工労政担当 電話：048-541-1321
URL	https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1466.html